

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第5区分
 【発行日】令和5年10月30日(2023.10.30)

【国際公開番号】WO2022/210807
 【出願番号】特願2023-511441(P2023-511441)

【国際特許分類】

B 6 2 J 4 0 / 1 0 (2 0 2 0 . 0 1)

F 0 2 M 3 5 / 1 6 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

B 6 2 J 4 0 / 1 0

F 0 2 M 3 5 / 1 6

L

F 0 2 M 3 5 / 1 6

M

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年5月8日(2023.5.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

エアクリーナケース(6)を有し、乗員シート(18)下の開口空間(10)にバッテリー(8)が取外し可能に配置されるとともに、
 同開口空間(10)に、吸気ダクト(7)が前記エアクリーナケース(6)に対して取外し可能に配置された鞍乗型車両(1)であって、

前記バッテリー(8)が前記開口空間(10)に配置された状態で、

前記吸気ダクト(7)は側面視で前記バッテリー(8)の上方を車両後方向きに延設され、前記吸気ダクト(7)の先端部(7a)は、前記バッテリー(8)の取り出し方向(P)の頂面(8c)に被さるように配置されたことを特徴とする鞍乗型車両。

30

【請求項2】

前記エアクリーナケース(6)の下半ケース(64)に吸気ダクト(7)が装着され、前記下半ケース(64)は蓋部材(71)を備え、前記吸気ダクト(7)が同蓋部材(71)と一体に前記下半ケース(64)から取り外し可能な構造であることを特徴とする請求項1に記載の鞍乗型車両。

【請求項3】

前記蓋部材(71)は、前記エアクリーナケース(6)から取り外し可能であり、前記蓋部材(71)を取り外し後の開口部を通してクリーナエレメント(66)が取り外し可能であることを特徴とする請求項2に記載の鞍乗型車両。

40

【請求項4】

前記乗員シート(18)下の開口空間(10)よりも車両進行方向前方に燃料タンク(17)と前記エアクリーナケース(6)とが配置され、前記エアクリーナケース(6)は前記燃料タンク(17)の凹面をなす下面部(17b)に対峙して位置し、同エアクリーナケース(6)は前記燃料タンク(17)の下面部(17b)よりも車幅方向に小さく、前記燃料タンク(17)の下面部(17b)と前記エアクリーナケース(6)との間の隙間部(54)が、前記開口空間(10)に繋がっていることを特徴とする請求項1ないし請求項3のいずれか一項に記載の鞍乗型車両。

【請求項5】

前記吸気ダクト(7)は、前記エアクリーナケース(6)から前記開口空間(10)内

50

を後方に向けて延設されたことを特徴とする請求項 4 に記載の鞍乗型車両。

【請求項 6】

前記開口空間 (1 0) に流入した外気を、前記吸気ダクト (7) の先端部 (7 a) の吸入口 (7 0) に指向させるためのガイド部材 (7 5) を有することを特徴とする請求項 1 ないし請求項 5 のいずれか一項に記載の鞍乗型車両。

【請求項 7】

前記バッテリー (8) はバッテリーバンド (9) によって車体フレーム (2) 側に固定されており、同バッテリーバンド (9) は前記ガイド部材 (7 5) を固定する部材を兼ねていることを特徴とする請求項 6 に記載の鞍乗型車両。

【請求項 8】

エアクリナーケース (6) を有し、乗員シート (1 8) 下の開口空間 (1 0) にバッテリー (8) が取外し可能に配置されるとともに、

同開口空間 (1 0) に前記エアクリナーケース (6) の下半ケース (6 4) に装着された吸気ダクト (7) が同下半ケース (6 4) から取外し可能に配置された鞍乗型車両 (1) であって、

前記吸気ダクト (7) は側面視で前記バッテリー (8) の上方を車両後方向きに延設され、

前記吸気ダクト (7) の先端部 (7 a) は、前記バッテリー (8) の取り出し方向 (P) に対して垂直方向に広がる空間に被さるように配置され、

前記エアクリナーケース (6) は前記下半ケース (6 4) に蓋部材 (7 1) を備え、同蓋部材 (7 1) が前記吸気ダクト (7) と一体構造であることを特徴とする鞍乗型車両。

10

20

30

40

50